

平成 25 年 2 月 5 日

各 位

青森県信用組合

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定について

青森県信用組合は、中小企業の経営力強化を目的に制定された「中小企業経営力強化支援法」【注 1】に基づき、東北財務局および東北経済産業局より「経営革新等支援機関」としての認定を受けました。

中小企業者が抱える経営課題は多様化かつ複雑化しており、当組合では「経営革新等支援機関」として、中小企業の金融・財務、経営状況の分析、事業計画の策定及び実施に係わる指導・助言を通じて、中小企業の経営力強化に努めてまいります。

なお、経営革新等支援機関の認定取得に伴い、信用保証協会「経営力強化保証制度」の取扱いを開始いたします。

【注 1】 中小企業経営力強化支援法

「中小企業経営力強化支援法」とは、税務・金融及び企業の財務に関する専門知識や実務経験を有する金融機関、税理士等を中心に各種支援事業を行う者として認定し、中小企業支援の担い手を多様化・活性化することにより、中小企業の経営力の強化を図ろうとするものです。

記

1. 認定日

平成 25 年 2 月 1 日（金）

2. 認定番号

仙財金二第 14 号 20121031 東北第 50 号

3. 経営革新等支援業務に関する事項

- (1) 金融・財務
- (2) 経営状況の分析
- (3) 事業計画の策定及び実施に係る指導・助言

4. 経営革新等支援業務を行う本支店

28 店舗（別紙をご参照ください。）

5. 「経営力強化保証制度」の取扱いについて

- (1) 制度名 経営力強化保証制度
- (2) 対象者 認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
- (3) 資金使途 運転資金及び設備資金
- (4) 保証料率 通常の保証料率から最大 0.2%割引

以上

青森県信用組合の本支店所在地

(1) 認定経営革新等支援業務を行う本支店

本支店名	所在地	電話番号	支援業務窓口	取り扱うことができる相談内容※
本店営業部	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	017-729-3511	融資担当窓口	下記(2)に記載
中央支店	青森県青森市橋本一丁目3番4号	017-723-2271	〃	〃
駅前支店	青森県青森市新町一丁目3番7号	017-723-2671	〃	〃
旭町支店	青森県青森市旭町一丁目3番18号	017-775-1935	〃	〃
浪打支店	青森県青森市浪打一丁目1番15号	017-743-1504	〃	〃
小湊支店	青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊130番2	017-755-2338	〃	〃
三厩支店	青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町54番地	0174-37-2117	〃	〃
沖館支店	青森県青森市篠田二丁目21番12号	017-766-2368	〃	〃
新城支店	青森県青森市大字新城字平岡183番2	017-788-3641	〃	〃
十和田支店	青森県十和田市稲生町14番12号	0176-23-5265	〃	〃
七戸支店	青森県上北郡七戸町字七戸218番地の3号	0176-62-2175	〃	〃
上北町支店	青森県上北郡東北町上北南一丁目22番地10	0176-56-3121	〃	〃
三沢支店	青森県三沢市幸町二丁目2番12号	0176-53-4161	〃	〃
百石支店	青森県上北郡おいらせ町上明堂107番1号	0178-52-2520	〃	〃
六ヶ所支店	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附269番地	0175-72-2234	〃	〃
三戸支店	青森県三戸郡三戸町大字二日町66番地	0179-22-0231	〃	〃
田子支店	青森県三戸郡田子町大字田子字田子21番地	0179-32-3320	〃	〃
名川支店	青森県三戸郡南部町大字平字広場20番2	0178-76-2204	〃	〃
八戸支店	青森県八戸市小中野一丁目4番56号	0178-43-0611	〃	〃
弘前支店	青森県弘前市大字元寺町17番地	0172-35-0225	〃	〃
黒石支店	青森県黒石市旭町8番5	0172-52-8341	〃	〃
五所川原支店	青森県五所川原市字敷島町66番4	0173-35-3020	〃	〃
木造支店	青森県つがる市木造千代町30番地3号	0173-42-2166	〃	〃
むつ営業部	青森県むつ市柳町一丁目1番10号	0175-22-1221	〃	〃
川内支店	青森県むつ市川内町川内296番地2	0175-42-3221	〃	〃
大湊支店	青森県むつ市大湊新町6番3号	0175-24-2251	〃	〃
大畑支店	青森県むつ市大畑町新町63番地3	0175-34-3425	〃	〃
東通南支店	青森県下北郡東通村大字白糠字前田44番地	0175-46-2131	〃	〃

(2) 取り扱うことができる相談内容等の項目

経営状況の分析、事業計画の策定及び実施に係る指導・助言、金融・財務といった領域となります。